

現代法選書 ⑥

現代日本の国際関係

—— 安保体制の法的批判 ——

松井芳郎著



勁草書房

現代法選書 6

現代日本の国際関係

—— 安保体制の法的批判 ——

松井芳郎著

勁 草 書 房

著者略歴

1941年 京都に生まれる
1963年 京都大学法学部卒業
現在 名古屋大学法学部教授
主要論文

- 「天然の富と資源に対する永久的主権」
(法学論叢, 第79巻34号)
「平和共存と国際法」(田畑茂二郎先生
還暦記念『変動期の国際法』所収)
「ベトナムにおける“分裂”国家の国際
法上の諸問題」(国際法外交雑誌, 第
72巻3号, 73巻1号)
「現代日本法と国際関係」(『マルクス主
義法学講座』第6巻, 所収)

現代日本の国際関係

——安保体制の法的批判—— [現代法選書⑥]

1978年11月10日 第1版第1刷発行

¥ 1600

©著者 松井芳郎

発行者 井村寿二

発行所 株式会社 勁草書房

東京都文京区後楽 2-23-15

電話 (03) 814-6861

振替 東京 5-175253

*落丁本・乱丁本はお取替いたします。 港北出版印刷／谷島製本
*無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます。

3032-453203-1836

は し が き

本書は、安保体制の歴史的展開の批判的検討をモチーフとしている。私と安保とのかかわりあいはい、一九五九年、安保改定の問題がようやく話題になりだしたころの京都大学宇治分校にまでさかのぼる。それからの約一年間、私の学生生活は六〇年安保闘争の渦中にあった。クラス討論で、校庭の片すみで、あるいは友人の下宿で、時のたつのを忘れてたたかわせた、熱っぽい、真摯だが未熟だった議論を、なつかしく思い出す。二回生に配当されていた民法第一部の講義の最終回に、H教授が、今年は安保でずいぶん講義がぬけたが、諸君はそのなかで自分が教室で教えるよりはるかに大きなことを学んだにちがいないと言われたことを、今でもおぼえている。

たしかに、そのなかで具体的に学んだことはともかく、国の主権と独立について、安全保障について、平和を求める人民の闘争と国際法の発展の関連について、など、私の国際法にかんする基本的な問題意識は、六〇年安保闘争のなかで形づくられたように思う。

は し が き

その後学部に進んで、田畑茂二郎先生のゼミナールで国際法の勉強を始めてから、基本的な問題意識は変らなかつたとはいえ、私の具体的な関心は他の問題に移っていった。そして、六〇年代後半からの七〇年安保闘争を、私は今度はかけだしの国際法研究者としてむかえることになった。私の属する民科法律部会では、現代日本法の総体的把握という理論的課題と、国民の闘争へ法的武器を提供するという

実践的課題をかがけて、安保・沖縄問題にかんする共同研究を、さまざまな形で組織した。私は、民科に属する数少ない国際法研究者の一人として、自分の能力及ぶ範囲を時にはこえて、この共同研究に参加しなければならなかった。

本書のもとになった諸論文の多くは、こういった共同研究のなかで書かれたものである。したがって、本書はその理論的・実践的課題を、これらの共同研究と共有している。すなわち、理論的には現代日本法の総体的把握のためにその国際環境を明らかにするという観点から、安保体制の展開を検討すること、そして、実践的には安保体制打破の国民的運動に寄与するために、それへの批判の視角を国際法の歴史的発展をふまえて提起することが、本書の目的である。

このような目的に照らして、本書がきわめて不十分なものであることは、私自身が一番よく知っている。安保条約の国際法的分析において、本書は大きくそれらに依拠した、田畑茂二郎、祖川武夫、石本泰雄などの諸先生の労作を、ほとんど越えることができていない。現代日本法の国際環境という視角についていえば、その解明のためには不可欠である、行政協定——地位協定と関連国内法、安保体制の経済的側面などの分析に、本書はほとんど手をつけていない。

実践的観点からいえば、安保体制の法的側面についての通史的な著作としては類書がないことが、本書のメリットであるといえよう。しかし、この点についても、個別的な論文を基礎にしているために、叙述に精粗があることが問題であろう。以上のような数多くの欠陥にもかかわらず、理論的には日本の国際的地位を国内法の各分野と国際法の研究者の共同作業によって説明するうえで、実践的には

最近国民的諸運動の焦点からややはずれつつある感がある安保体制打破の課題の重要性を再確認するうえで、本書が一つの捨石となれば、私の望外の幸せである。

以上のように、本書は学問的業績といえるようなものではまったくないが、それでもこれまでの私の勉強の一定の部分のいちおうのまとめであるにはちがいない。この勉強のなかで数えきれないご指導、ご援助をいただいた、田畑茂二郎先生をはじめとする国際法研究会の皆さん、長谷川正安先生をはじめとする名古屋大学公法研究会の皆さん、それに民科法律部会の皆さんに、ここで感謝の意を表することをお許しいただきたい。また、出版についてお世話になった勁草書房の石橋雄二さんにも、お礼を申し上げる次第である。

一九七八年八月

名古屋大学法学部研究室にて

松 井 芳 郎

- | | | | | |
|------------|---------------|----------|-----|-------|
| 長谷川 正安 著 | 現代法入門 | 〔現代法選書1〕 | 四六判 | 一二〇〇円 |
| 影山 日出弥 著 | 憲法の基礎理論 | 〔現代法選書2〕 | 四六判 | 一五〇〇円 |
| 牛山 積 著 | 現代の公害法 | 〔現代法選書3〕 | 四六判 | 一二〇〇円 |
| 室井 力 著 | 公務員の権利と法 | 〔現代法選書4〕 | 四六判 | 一四〇〇円 |
| 樋口 陽一 著 | 司法の積極性と消極性 | 〔現代法選書5〕 | 四六判 | 一二〇〇円 |
| 室井 力 著 | 特別権力関係論 | | A5判 | 二二〇〇円 |
| 室井 力 著 | 現代行政法の原理 | | A5判 | 一九〇〇円 |
| 杉村敏正・室井 力編 | コンメンタール 地方自治法 | | A5判 | 近 刊 |
| 杉村 敏正 著 | 憲法と行政法 | | 四六判 | 八五〇円 |
| 北野 弘久 著 | 新財政法学・自治体財政権 | | A5判 | 三二〇〇円 |
| 北野 弘久 著 | 企業・土地税法論 | | A5判 | 二七〇〇円 |

(定価は一九七八年十一月現在です)

目次

はしがき

第一部 勢力均衡から集団安全保障へ……………1

第一章 伝統的国際法の構造と勢力均衡……………1

第二章 国際連盟の集団安全保障……………12

一 集団安全保障とは何か……………12

二 相互不可侵の約束……………16

三 侵略抑止のための協力……………19

四 連盟規約後の発展……………20

第三章 武力行使の違法化と日本……………26

第二部 安保体制の展開……………35

第四章 国際連合の集団安全保障……………35

一 相互不可侵の約束……………36

二 侵略抑止のための協力……………42

三 集団的自衛権……………47

第五章 占領とサンフランシスコ体制……………54

一 ポツダム宣言とアメリカの日本占領……………54

二 日本国憲法成立の国際環境……………62

三 単独講和への道……………64

四 サンフランシスコ体制の法構造(一)——五二年安保条約……………71

五 サンフランシスコ体制の法構造(二)——沖縄の地位……………77

第六章 五二年安保体制の展開……………90

一 MSA協定と安保体制の確立……………90

二 アジアの新情勢と日本……………93

三	安保改定交渉	97
第七章		
	六〇年安保体制	105
一	六〇年安保体制の成立	105
二	六〇年安保体制の法構造(一)——共同防衛	115
三	六〇年安保体制の法構造(二)——極東条項と事前協議	119
第八章		
	六〇年安保体制の展開	132
一	原子力潜水艦寄港	132
二	日韓条約	136
三	ベトナム戦争協力と安保体制	145
第九章		
	七二年安保体制	155
一	ニクソン・ドクトリンと日本	155
二	沖繩協定と安保体制の新たな変態	160
三	七二年安保体制の展開	170
第一〇章		
	安保体制の現段階と安保条約の役割	182
一	安保条約・安保政策・安保構造	182

二	カーター政権のアジア政策	186
---	--------------	-----

三	安保条約の機能拡大	190
---	-----------	-----

四	憲法第九条と自衛隊	194
---	-----------	-----

五	結 び	202
---	-----	-----

補章	沖縄返還交渉史	208
----	---------	-----

一	沖縄の地位の決定	208
---	----------	-----

二	沖縄基地化の進展と県民の抵抗	212
---	----------------	-----

三	安保改定からケネディ新政策へ	215
---	----------------	-----

四	ベトナム戦争と沖縄	221
---	-----------	-----

五	佐藤・ニクソン共同声明と沖縄協定	224
---	------------------	-----

あとがき

附録	関係条約条文	237
----	--------	-----

一	国際連盟規約(抄)	237
---	-----------	-----

二	不戦条約(抄)	239
---	---------	-----

三	国際連合憲章(抄)	239
---	-----------	-----

目 次

四	ポツダム宣言	245
五	日本国との平和条約（抄）	246
六	五二年安保条約	248
七	六〇年安保条約	249
八	日韓基本関係条約（抄）	251
九	沖縄返還協定（抄）	252

第一部 勢力均衡から集団安全保障へ

第一章 伝統的国際法の構造と勢力均衡

国際法の歴史は、ある意味では、原始共産制が崩壊して国家が誕生し、その諸国家のあいだに法的規制を必要とする何らかの人的・物的交流が行なわれたした時点にまで、さかのぼることができるといえよう。しかし、われわれが現在知っている国際法の直接の祖先は、一六、七世紀のヨーロッパにおいて、崩壊しつつある封建制の胎内に資本制的生産様式が胎動していた時期の生まれであるとみることができ、以後、この伝統的国際法は、資本制的生産様式が要求する、国境をこえた人間、商品および資本の移動を確保するものとして、この生産様式の発達にともなって発展してきた。そしてそのいちおうの完成は、ヨーロッパにおいて資本主義が最終的に勝利を占める、一九世紀のなかばのことである。

ところで、国内社会のように集権的な立法機関が存在せず、独立・平等の主権国家から構成される国際社会においては、法的拘束力のある約束は、法主体の合意によってのみ定立されうる。そして、国際法規定立に参加する国家の意思は、現実にはきわめて複雑なプロセスを経て形成されるものではあるが、本質的には当該国家において支配する階級の意味にはかならない。そうであるとすれば、ある時代の国

際法の内容と性質は、その時代に国際社会を構成している国家の階級的性格を、色濃く反映したものとならざるをえないであろう。⁽¹⁾

したがって、伝統的国際法の主体であったブルジョア国家にとって、原料の供給と商品・資本の輸出のための植民地や勢力範囲を獲得し維持することを目的とする戦争が、不可欠の生存条件であったかぎりにおいて、伝統的国際法にとって戦争は不可分の構成部分であった。伝統的国際法は平時法と戦時法からなる二元的構造を有していた。平時法は平和時における国家間の関係を規律し、戦時法は戦争中における交戦国相互間の、および交戦国と中立国の関係を規律した。しかし、かんじんのこの二つの状態をつなぐ環、すなわち「戦争に訴える」という行為は国際法の規律の外にあった。⁽²⁾

中世の神学理論にその起源を有し、グロチウス（Hugo Grotius, 1583-1645）をはじめとする初期の近代国際法学者たちにも大きな影響を与えていた、いわゆる「正戦論」は、一定の原因を有する戦争だけを「正戦」として、その合法性を認めようとするものだった。しかし、著名な国際法史学者のヌสบaum（Arthur Nussbaum）によれば、その本質は実定国際法上の規則であったというよりも、むしろ宗教的なものであり、「宗教的精神をのぞいたあとには、くだらない残りかすしか残らない」ものであったといわれる。⁽³⁾

こうして、伝統的国際法を支配していたのは「無差別戦争観」、すなわち、すべての戦争は、その原因のいかんを問わず、またどちらの交戦国が先に戦火を開いたかを問わず、交戦国の双方に平等に戦時国際法上の権利を与える、という考えであった。一九〇七年の第二回ハーグ平和会議が採択した「開戦

に関する条約」第一条は、理由を付した開戦宣言または最後通牒の形式による明瞭かつ事前の通告なく戦争を開始することを禁止したが、その理由がいかなるものでなければならぬかについては、まったくふれていなかった。⁽⁴⁾

もちろん、この時代においても、戦争は侵害された権利を回復するための自助の手段としてのみ合法であるという考えも存在した。たとえばホール（W. A. Hall）は、国際法は司法、行政の機構を欠いているから、それは、権利を侵害されたと考え、かつ満足をえるためのすべての平和的手段をつくした国家にたいして、みずから武力によって救済を求める自由を与えていると述べて、戦争を自助としてとらえる立場を明らかにしていた。しかし、彼は他方では、ときには裸の利害や感情の衝突から戦争が生じることを指摘し、戦争の正当原因にかんする一般規則をわくづけることは不可能であることを認めるとともに、国家のすべての義務をあいまいな「自己保存権」に従属させることによって、結局国家が自由に戦争を行なう権利を認めるのと変らない結果をまねいてしまっている。⁽⁵⁾それに、たとえ自助のための戦争だけを合法的なものと認める立場に立ったとしても、ある戦争が本当に侵害された権利の回復のためのものであるかどうかを判断する、公平な第三者機関が存在しなかった当時の国際社会にあっては、結局は交戦国の主張をそのまま認めるはかしかたがなかったのである。

このような「無差別戦争観」といえば表裏一体の関係にたつものとして、伝統的国際法における安全保障の制度としての「勢力均衡（the balance of power）」が存在した。一国、または一国家群の勢力が過度に強大になって他の国家の独立と安全を脅かさないよう、他の諸国家は個別にまたは共同して適当

な措置をとり、こうして達成された諸国家間の勢力の均衡が各国の独立と国際社会の平和を維持するという勢力均衡の考えは、一六四八年のウェストファリア講和条約⁽⁶⁾いらい、近代ヨーロッパ国際社会において一貫して適用されてきたといわれている。

たしかに、勢力均衡はのちに述べる集団安全保障のように複雑な多辺条約や国際機構を必要とせず、それぞれの国家が自主的な立場を保持しながら、相互の力の均衡によって各国の独立と国際社会の平和を維持しようとすることを特色とするものであって、その意味では独立主権国家から成る近代ヨーロッパ国際社会に、きわめて適合した安全保障の制度であったといえる。⁽⁷⁾さらにまた、勢力均衡がそのための特別の機構や意図的な政策を必要としないと理解されるかぎりにおいては、それはアダム・スミスの「見えざる手」に匹敵するものとして、自由放任の経済制度からのアナロジーでしばしば語られ、そうすることによって、イデオロギー的にも産業資本主義段階の国際関係にもっともふさわしいものであったとみることができよう。

ところが、勢力均衡が近代国際社会における安全保障の制度としてどの程度有効であったのかという、肝心の問題については、われわれは、まったく相対立する見解に直面するのである。たとえば、モーゲンソー (Hans J. Morgenthau) は、一国による世界支配を阻止し、国際社会のすべての成員の存続を保障するという意味では、勢力均衡の一定の成功を認めながらも、その戦争防止の機能については、まったく否定的につきのように述べている。⁽⁹⁾

勢力均衡はその安定作用によって多くの戦争をさけるのに役立ってきたという主張を、証明したり

反証したりすることは永久に不可能であろう。……しかし、勢力均衡がなかったらどれほどの戦争が起っていたかをいえる者はないけれども、近代国家系の誕生以後戦われた戦争の大部分が、勢力均衡にその起源を有していたことを理解するのは困難ではない。

これにたいして、たとえばクロード（Ets L. Claude）は、たとえ勢力均衡は一国がヘゲモニーを握るのを阻止することを目的とするものであると理解するとしても、その結果達成される平衡は戦争防止に資するものであるという立場から、一九世紀におけるこの制度の成果をつぎのように評価している。⁽¹⁰⁾

一九世紀は、たとえ「黄金時代」ではなかったとしても、今世紀に比べれば血と鉄に色どられることのより少ない時代であったということについては、国際関係の研究者たちのあいだにかなり広い合意が存在する。勢力均衡制度がいかんにして、この結果をもたらしたかについては、ほとんど一致がないけれども、……一九世紀におけるこの制度の機能の結果は好意的な評価に値するという見解に挑戦しようとする学者は、今日ほとんどあるまい。

このように対立している二つの見解のどちらかに、軍配をあげるだけの準備はいまわれわれにはない。むしろ、ここでわれわれにとってより重要なのは、たとえ勢力均衡のもとで平和が維持されていたとしても、その平和の内実はいったい何であったのかを問うことではなからうか。

最初にふれた、国境をこえた人間、商品および資本の移動を確保するという伝統的国際法の基本的な任務からして、その一人前の主体として認められるのは、国内においてそのようなことを可能とするような、つまり資本主義経済の発展を可能とするような、近代的「ブルジョア的な社会制度、とりわけ法